



絵 / 伊藤 愛さん

女性室  
広報誌

PUBLIC  
RELATIONS  
MAGAZINE

# あいあう 2008 JAN. 20

特集1 セクシュアルハラスメント防止に向けて [インタビュー]  
井上摩耶子

特集2 真宗大谷派におけるセクシュアルハラスメント防止のためのガイドライン

報告1 第8回 女性会議

報告2 女性室公開講座 高田会場

報告3 女性室公開講座 福井会場

# Interview セクシュアルハラスメント 防止に向けて

この度、2007年8月1日より、  
「真宗大谷派におけるセクシュアルハラスメント防止のためのガイドライン」が定められ、  
まず宗務職員を対象とした「相談窓口」が宗務所内に設置されました。  
これは女性室のかねてからの念願でありました。  
今回は「ウィメンズカウンセリング京都」の代表である井上摩耶子さんに  
セクシュアルハラスメントの被害者救済についておたずねしました。

いのうえ まやこ  
お話し 井上 摩耶子さん  
[ウィメンズカウンセリング京都所長]

聞き手 岩根 ふみ子 [女性室スタッフ]



**岩根** 井上さんが取り組んでおられるフェミニストカウンセリングってどんなことですか？

**井上** 簡単に言うと、フェミニズム+カウンセリングなのです。フェミニズムとは女性解放運動のことで、20世紀の初頭から私たちの先輩女性が婦人参政権獲得のために闘ってきました。その後、教育と職業の機会均等を求めて運動したのが第1波フェミニズム運動です。第2波フェミニズム運動は、一九六〇年代後半から一九七〇年代のアメリカ、ヨーロッパで、草の根のレベルの女性たちを巻き込んで大きな運動になりました。第1波フェミニズムは男女間の社会的対等性を求めたのに対して、第2波フェミニズムは男女関係の心理的、性的な対等性を求めた運動です。その中でジェンダーという言葉が発明され、生物学的な性差を表すセックスという言葉に対して、社会的文化的につくられた性差（ジェンダー）の視点から男女関係を見直すことになりました。

具体的な活動としては、強姦被害者を救済する強姦救援センターや、ドメスティックバイオレンス（恋人や夫からの暴力）の被害者が駆け込めるシェルターがあちこちにできました。

そういう運動の中で、強姦、セクシュアルハラスメント（以下セクハラ）、児童期の性的虐待、父親から娘への近親姦被害などの性暴力被害者やドメスティックバイオレンス（以下DV）被害者への新しい支援方法もつくられていきました。それまでの男性中心の精

神医学とか、カウンセリングでは彼女たちをサポートできないということで、ジェンダーの視点に立った精神医学理論、心理学理論や実践が必要となったのです。

その一つがフェミニストカウンセリングなんです。だから、フェミニズムの視点に立ったカウンセリング、今の言葉で言えばジェンダーの視点あるいは男女共同参画の視点に立ったカウンセリングということで、臨床心理士に代表される伝統的な男性中心のカウンセリングとははっきり一線を画したものです。

**岩根** フェミニストカウンセリングがなぜ必要なのか、もう少しおたずねしたいのですが。

**井上** 例えば、近親姦についてですが、フロイトという精神分析の創始者は、何人もの女性から「自分の父親から強姦された」という訴えを聞いていた。けれども、フロイトはそれを認めなかったのです。彼は、娘が嘘をついているか、娘の方が父親を誘惑したかだと考えた。父親が愛する娘に性的虐待をするはずがないと思ひ込んでいたんですね。そういう男性中心の思い込みの名残りは今も伝統的カウンセリングにあります。カウンセリングの手法は、つねにその人の内面を扱うことよって問題を解決しようとしています。たとえば強姦被害者に対して、最初から彼女を被害者としてとらえるのではなく、「なぜそんな被害に遭ったのでしょうか？」と彼女の内面を問うカウンセリングになりがちです。

私は今、京都大学のセクハラ相談窓口のアドバイザーをしています。先般アメフト部の集団強姦事件がありました。フェミニストカウンセリングは、セクハラ・ガイドラインなどを適用して、強姦された人を即被害者としてとらえ、「あなたは悪くない、悪いのは強姦加害者のほうです」と明言します。「問題の外化」といいますが、被害を訴えてきた女性の内面的な問題ではなく、彼女の外側にある加害者の問題だということ意味です。だから彼女が自分に落ち度があったのではないかと自分を責め、悩む必要などないんです。

**岩根** でも深夜に薄暗い公園を一人で歩いている方が悪い、そんなことやっているからと思うのが一般的な考えですよ。

**井上** そうそう。だから京大アメフト事件でも、「なんで男の子の下宿に行って、朝まで前後不覚になるまで酒を飲んだんだ、飲んだ方が悪い」となる。でも、違うんです。

女の子が酔いつぶれても、財布からお金をとったりはしない。それは盗むということはいけないことだと小さなときから躾られているからなんです。だけど、女の人に「これからセックスをしてもいいですか？」と聞かず、「合意」もないのにセックスするのは性暴力だということを知らない。それは、女性の性的自由や自己決定権の侵害です。誰とどのようなセックスをするかというのは女性の基本的人権なんです。酔って意識のない女性を犯すのは準強姦といわれ、余計に

たちが悪いですよ。男の子たちも盗むのはいけないということはわかっていますが、相手の「意に反した」セックスをすれば、性的自己決定権という人権侵害としての犯罪になるという教育を受けていないのです。

**岩根** 被害を受けた女性はカウンセリングを受けてどのように回復していくのでしょうか？

**井上** まず、性暴力の被害者の多くは、PTSD（心的外傷後ストレス障害）を発症します。主要三症状の一つは「過覚醒症状」といっていつもビクビクしていて警戒心が強く、睡眠障害をおこす。二番目は「侵入症状」といって、一番思い出したくない強姦シーンが昼も夜も頭に蘇ってくる。三番目が「回避症状」で事件を思い出させるようなものをすべてを回避する。だから大学で強姦されたら、もうどうしても大学へは行けない。男性がすごく恐くなって、たとえば新幹線では隣が女性になるとはかざらないので指定席もとれない。

**岩根** では結婚なんて考えられないのでは？

**井上** 心理的回復を果たすまでは、性暴力被害者はそうですね。結婚とか仕事に就くということもとても困難になります。

**岩根** どうすればいいのですか？

**井上** 回復には三つの段階があって、まずは安全確保。例えば、強姦とかDVの恐怖から逃れて「自分は安全だ」と感じられることです。第二段階は「外傷ストーリーの再構築」で、そういう出来事をなかったことにするのはなく、自分が強姦されたということとを否認せず、自分の受けた被害から逃げないで自分の強姦被害者物語をつくる段階で、ここでは想起と服喪追悼が課題です。一番思い出したくない事実、強姦された事実や気持を語るのです。たとえば、強姦されたことよって失った数々のものを悼みます。服喪追悼です。男性との恋愛とか、幸せな結婚ができると思っていたのとか、子どもを産むことなどの将来の夢を、強姦によって失ってしまった。そのことを悼むのです。

**岩根** 悼むんですか？

**井上** はい。悼んで悼んで悼みます。それはしゃべることなんです。PTSD症状としては、眠れなくなったり、うつ状態だったり不安も強いので、精神科で睡眠薬や抗うつ剤、抗不安剤をもらう必要がありますけれども薬だけでは治らないんですよ。回復のためには、人に向かってしゃべる必要があるんです。しゃべってしゃべって、自分はこんな被害にあったのだということをしゃべりながら再体験し、その事件を過去のものとして葬り去ることです。

**岩根** しゃべりながら再体験…

**井上** そうなんです。そのことが大事なんです。カウンセラーとしての私に強姦されたことを物語るとフラッシュバック症状は不思議となくなります。ひどい目に遭ってしまったという話を、私が「大変だったよね。あなたは悪くない、今ここに生き延びているだけでもすごいじゃないか」という思いで聞くんです。そうすると、彼女が一人で踏ん張ってきた重荷が私の肩にも乗るんですよ。今度は私がしんどくなるんですが、でも「二人でなんとかしなければならぬ問題だよ。あなただけが踏ん張る問題じゃない、これは社会の問題でしょ」という視点が開けてきます。このところで、彼女はかなり元気になります。

**岩根** 社会の問題だというのはどういうことですか？

**井上** そうですね。私たちは社会はトラウマ（一生忘れられることのできない心の傷）を聞く責任があるんです。トラウマを受けた人が自分でなんとか処理するといふ、自己責任の問題ではないんです。社会的責任の問題だということを相手に伝え、自分だけで頑張る必要がないということをかなりホッとされる。そして第三段階は「再結合」です。何と結合するのかというと他者や社会とです。性暴力を受けると他人や世界への信頼感がつぶされてしまう。そして「私の信じられるものはもう何もない、こんなところで生きていけない」と思ってしまう。だけど話したり、裁判を起こしたりしたときにカウンセラーや弁護士が「一緒に闘ってくれた」と実感できると、また、信頼することがで



きるようになるのです。そして、もう一度ここで生きてもいいかと感じることができ、他者や社会と再結合するんです。現実的には学校や職場に戻ることもできるようなものなるこの最終段階がすごく難しいです。なぜなら、社会に性暴力やDVの被害者に対する理解がないからです。被害以前と全く違う仕事に就いている人もいます。キャリアが壊されてしまうのですね。セクハラにはそういう問題があります。

**岩根** 加害者の側の問題はどうか？ 刑罰を科すだけで再発防止になるんでしょうか？

**井上** それは無理でしょうね。何度も繰り返している人はいっぱいいますよね。

今はDV防止法もでき、夫が殴るといった場合には保護命令としての接近禁止令などありますが、二十歳すぎから「暴力をふるってはいけません」じゃなくて、小さい時からものを盗んではいけないと教えるのと同じように暴力を振るってはいけないという非暴力教育をしないと埒があかないという感じがしますね。

**岩根** セクハラ防止の研修でも、「どういことを言っではいけないのか、それをリストアップしてくれ、それさえ言わなければいいのだろう」というのが現状ですが…。

**井上** 必ずと言っていいほど、男性からそういう質問が出ますね。何が分かってないのだと思いますか？

**岩根** 女性が嫌がっているということが伝わってないんですよね。

**井上** そうなんですよね。男性にはそういう傾向があります。私たち女性は「夫に尽くせ、子どもに尽くせ」という良妻賢母役割や世話役を担っていて、夫や子どもの気持を察するように躡けられてきた。女性は「他者優先」的になり、自分のことは二の次、三の次ですよね。その結果、男はいつもしてもらってばかり、相手の意を察することを免除されてきた。だから、自分のセクハラが「相手の意に反している」ことがわかっていないの。相手が今どんな気持で自分に向き合っているかという感覚がすごく鈍い。それは世話されるばかりの位置を生きてきたからなんです、そこが男性にとってのセクハラのわかりにくさ、相手が自分に好意をもっているかと思いきも勘違いもすごく多いんですよ。セクハラは女性の問題ではなく男性の問題なんです。

私がセクハラ相談所のアドバイザーとして行っている名古屋大学では、年間約百回のセクハラ防止研修をしています。研修をすればするほど相談は出てきます。研修の少なさと相談が出てこないというのは絶対比例しています。

**岩根** 相談件数が少ないのは問題がないというわけではないんですね。もっと認識を深めるための研修が必要なんだということがわかりました。今日はありがとうございました。

このたび、「真宗大谷派セクシュアルハラスメント防止のためのガイドライン」が定められました。宗派においてセクシュアルハラスメントを防ぐために、守るべき規範や認識すべきことを示した指針です。セクシュアルハラスメントとは、「性的な関心や欲求に基づく言動」であり、相手を不快にさせる「性的な関心や欲求に基づく言動」です。

このガイドラインは、「真宗大谷派に所属する僧侶、門徒が性別に関わりなく「一人」としての尊厳を認め合う関係を構築し、もって宗派におけるセクシュアルハラスメントの防止に資すること」を目的とし、「宗派に所属する全ての僧侶、門徒」及び「勤務する全ての職員」を対象としています。

宗派におけるセクシュアルハラスメント防止の取り組みの始まりは、1999年4月、国において男女雇用機会均等法が改正され、事業主にセクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上必要な配慮が義務づけられたことがひとつのきっかけとなっています。このころは、セクシュアルハラスメントへの関心や認識が社会にひろまり、各企業や大学等でセクシュアルハラスメント事件が明るみとなった時期です。慚愧に耐えないことですが、宗派においてもセクシュアルハラスメントによる被害を数件出しています。宗務職員間で、管理職と職員の間で、また僧侶とご門徒の間で起きており、いまだ解決にいたっていないものがあります。(なお、男女雇用機会均等法は、2007年4月さらに改正され、セクシュアルハラスメント対策を配慮すべきとされていたものが、同対策への措置を講ずべきことが義務化されました)

こうしたことを受けて、宗派では2002年11月から「セクシュアルハラスメント防止実践研修会」を全ての宗務職員を対象として開催しました。(管理職対象2回、全職員対象4回)また、教務所職員対象の研修も連区ごとに開催されています。本研修後の2003年2月には「職場におけるセクシュアルハラ

スメントに関するアンケート」を実施しました。

アンケート結果からは、男性からの「セクハラという言葉は知っていたが内容はよく知らなかった」という意見が比較的多い(女性27.45%、男性40.15%)。男女ともに「私たちの職場においてセクハラが起こりうると思っている」という比率が高い(女性90.2%、男性85.61%)。特に「あなたの職場でセクハラが見られますか」という設問に対して、「見られる」と「たまに見られる」を含めると女性の約76.47%が、セクハラが見られるとしているのに対し、男性の場合は50%にとどまっている。また、「セクハラを見たことがある場合」の対応について、男女とも「やめるように注意した」も多いが(女性24.39%、男性31.08%)「何もしなかった」が一番多い(女性34.15%、男性45.95%)。という傾向が読み取れました。

男女とも、「私たちの職場はセクシュアルハラスメントが起こりうる環境にある」という認識を持ちながらも、そのセクシュアルハラスメントの内容について、特に男性は十分には把握できておらず、またその対応についてもはっきりしていない現状にあると言えます。

この研修会の目標として(1)職員の研修体制の確立、(2)セクシュアルハラスメント防止のためのガイドライン的要項の策定、(3)相談窓口の実現、という3点の具体化が掲げられていましたが、このアンケート調査によって、再確認できました。

こうした状況の中、宗会において2006年内を目標に、「セクシュアルハラスメント防止のためのガイドライン」の策定と相談窓口設置に向けた取り組みを進めることが表明されたことを受けて、女性室スタッフを加えた作業班を再編し作業を進めてまいりました。

今回、このガイドラインが策定されたことと合わせて「宗務役員のセクシュアルハラスメントの防止に関する規程」が定められました。これは、男女雇用機会

均等法が改正されたことにともないセクシュアルハラスメントを防止するために宗務職員が守るべき規定です。そして、宗務所に「セクシュアルハラスメント防止委員会」を設置し、研修等の企画を行い、相談窓口を運営しています。

セクシュアルハラスメントは、被害者のこころに大きな傷を負わせることがあります。被害者が傷ついていることについて、加害者やまわりの人たちが全く気づいていないこともあります。セクシュアルハラスメントについての認識が希薄なため、被害者の苦しみの深さに思い至らないのです。最近ではセクシュアルハラスメントの形態が多様化しており、加えてパワーハラスメントやモラルハラスメントと呼ばれているいじめや嫌がらせの存在が指摘されています。パワーハラスメントは権力や地位を利用した嫌がらせという意味で、モラルハラスメントとは、言葉や態度等によって行われる精神的な暴力や嫌がらせです。それぞれの概念が互いに重なり合っているため、明確に分けられないことがありますが、被害者にとっては深刻でその精神的苦痛は長期に渡ることもあります。セクシュアルハラスメント防止とともに早急に取り組むべき課題として指摘されています。

「セクシュアルハラスメント防止委員会」が運営する相談窓口は、こうしたセクシュアルハラスメントの苦情相談に応じ、その解決に向けて活動します。また、セクシュアルハラスメントを起こした人に対しても、再びセクシュアルハラスメントを起こさないために再発防止への取り組みを行い、双方が互いの尊厳を認め合う関係の回復に努めます。

セクシュアルハラスメントとは何か、セクシュアルハラスメントをしないためにはどうするのか、そしてもしセクシュアルハラスメントを受けた場合どうすればよいか。このガイドラインを通じて、また各地で開かれるセクシュアルハラスメント防止研修会等を通じてともに学び、セクシュアルハラスメント防止への認識を新たにしたいと思えます。

真宗大谷派  
における

# セクシュアル ハラスメント 防止のための ガイドライン

## 1 目的

このガイドラインは、真宗大谷派に所属する僧侶、門徒が性別に関わりなく「一人」としての尊厳を認め合う関係を構築し、もって宗派におけるセクシュアルハラスメントの防止に資することを目的とします。

## 2 真宗大谷派のセクシュアルハラスメント防止に関する基本姿勢

- (1) 宗祖親鸞聖人の立教開宗の精神にのっとり、全ての男女が性別に関わりなく、一人ひとりが同朋社会の実現に努めます。
- (2) 人権を侵害する行為であるセクシュアルハラスメントの防止に努めるとともに、お互いの尊厳を認め合う関係の回復に向け、被害者の保護と加害者が再びセクシュアルハラスメントを行うことがないように、その再発防止に取り組みます。

## 3 真宗大谷派におけるセクシュアルハラスメントの定義

- (1) 宗派における「セクシュアルハラスメント」とは、教化、聞法、研修、就労等の活動（以下「教化活動」と表記します。）における関係を利用して相手を不快にさせる「性的な関心や欲求に基づく言動」（以下「性的な言動」と表記します。）であり、それは場所（寺院、教会、別院、宗務所及び教務所等）や時間を問いません。また、「性的な言動」により結果的に教化活動における環境を害すること、あるいは、「性的な言動」に対する相手の対応によって、「性的な言動」を行った者が相手に対し、利益または不利益を与えることをいいます。  
なお、セクシュアルハラスメントに該当するかどうかは、基本的には言動の受け手がそれを不快に感じるかどうかによって決まります。  
また、「性的な言動」とは、性別によって役割を分担すべきとの意識に基づく言動も含まれます。

- (2) セクシュアルハラスメントは、主として男性から女性に対して行われることが多いのですが、女性から男性に対して、あるいは同性間で行われることもあります。  
また、一定の権限をもつ者からもたない者に対して行われることが多いのですが、もたない者からもつ者に対して行われることもあります。

## 4 ガイドライン適用の対象者

このガイドラインは、宗派に所属する全ての僧侶、門徒及び宗務所・教務所・別院等、宗派の機関に勤務する全ての職員（常勤・非常勤を問いません）を対象とします。なお、上記対象者とそれ以外の者との関係においても、このガイドラインを準用して対応します。

## 5 セクシュアルハラスメントをしないために認識すべき事項

### (1) 意識の重要性

- セクシュアルハラスメントをしないためには、次のような意識が重要です。
- ・お互いの人格を尊重しあうこと。
- ・お互いが大切なパートナーであるという意識を持つこと。
- ・相手を性的な関心の対象として見る意識をなくすこと。
- ・異性を劣った性として見る意識をなくすこと。

### (2) 基本的な心構え

- ① セクシュアルハラスメントをしないためには、相手を不快にさせる性的な言動、性的な誘いかけと受け取られる言動、性的に好意的な態度を要求していることと受け取られる言動等を避けるように心がけるべきです。
- ② 性に関する言動に対する受け止め方には、個人や男女、その立場等により差があること、また、社会的・文化的・世代的にも受け止め方に違いがあることを理解しましょう。前述しましたが、セクシュアルハラスメントに当たるか否かについては、言動の受け手の判断が重要となります。具体的には、次の点について注意しましょう。
  - ・親しさを表すつもりの方の言動であったとしても、本人の意図とは関係なく、相手を不快にさせてしまう場合があること。
  - ・不快に感じるか否かは個人差があること。
  - ・この程度のことは相手も許容するだろうという勝手な憶測をしないこと。
  - ・相手との良好な人間関係ができていると勝手な思い込みをしないこと。
- ③ 相手が拒否し、または嫌がっていることが分かった場合には、同じ言動を決して繰り返してはいけません。
- ④ セクシュアルハラスメントを受けたと感じているかどうかについて、相手からいっても意思表示があるとは限らないことに注意しましょう。
  - ・セクシュアルハラスメントを受けた人が、周囲との人間関係を考え、拒否できないことがあります。拒否してないからといって、それを同意・合意と受け取るのは大きな誤りです。
- ⑤ 教化活動の場でのセクシュアルハラスメントにだけ注意するのでは不十分です。例えば、人間関係がそのまま持続する酒席等の場においてセクシュアルハラスメントが起きないように十分に注意すること。
- ⑥ 僧侶、門徒及び職員員のセクシュアルハラスメントにだけ注意するのでは不十分です。寺院、職場等を訪れる人や業務上の相手方との関係にも十分に注意すること。

## 6 教化活動における適正な環境を確保するために認識すべき事項

### (1) 僧侶、門徒及び職員が認識すべきこと

- 教化活動における環境は、僧侶、門徒及び職員並びに関係者の協力の下に形成されています。
- セクシュアルハラスメントにより、こうした環境が害されることを防ぐため、次のことを認識しなければなりません。

- ① 僧侶、門徒及び職員員において、住職、教会主管者及び所属宗務機関の長との関係等、立場や役職の違いがセクシュアルハラスメントの背景となりうることを十分に認識する必要があります。

- ② セクシュアルハラスメントの加害者や被害者を出さないために、周囲に対する気配りをし、必要な行動をとるべきです。
  - ・セクシュアルハラスメントが見受けられる場合は、注意を促すこと。

- ③ セクシュアルハラスメントを契機として、教化活動の環境に重大な悪影響が生じないうちに、機会をとらえて注意を促すなどの対応をとること。

- ④ セクシュアルハラスメントについての問題提起があるにもかかわらず、それを当事者間の個人的な問題として片づけてはいけません。
  - ・ミーティングを活用すること等により解決できる問題については、問題提起を契機として、教化活動における環境の確保のために皆で取り組んでいくことを日頃から心がけること。

- ⑤ 被害を受けていることを見聞きした場合には、声をかけて相談に乗りましょう。
  - ・被害者は「恥ずかしい」、「仕返しを怖い」などの考えから、他の人に対する相談をためらうことがあるので、被害が深刻にならないように、気がついたことがあれば、気軽に声をかけること。

- ⑥ セクシュアルハラスメントがある場合には、住職、教会主管者及び所属宗務機関の長に相談する等の方法をとります。

### (2) 住職、教会主管者及び各宗務機関の長の役割

- 教化活動に専念できる良好な環境を確保するため、住職、教会主管者及び各宗務機関の長は、セクシュアルハラスメントにより、所属する僧侶、門徒及び職員に不利益や被害が生じることのないよう、その防止に努めなければなりません。また、常に次のことを心がけるとともに、問題が発生した場合には迅速かつ適切な対応を行うよう努めましょう。

- ・ミーティングやセクシュアルハラスメント防止研修等の開催を通じ、僧侶、門徒及び職員員の意識の向上に努める。
- ・セクシュアルハラスメントが生じていないか、または生じることがなきよう十分な注意を払う。

## 7 セクシュアルハラスメントを受けた場合の対応

### (1) 基本的な心構え

- 僧侶、門徒及び職員等からセクシュアルハラスメントに関する苦情相談があった場合は、迅速かつ適切に対応する。
- セクシュアルハラスメントにより苦情等を申し出た僧侶、門徒及び職員に対して不利益な扱いをしない。

セクシュアルハラスメントの被害を受けた人は、自分に落ち度があったとか、その場で意思表示できなかったなどと自分を責める必要はありませんが、被害を深刻にしないために、次の事柄について十分に認識しましょう。

- ① 1人で我慢しているだけでは、問題は解決しません。
- セクシュアルハラスメントを無視したり、受け流したりしているだけでは、状況は改善されないということをまず認識すること。
- ② セクシュアルハラスメントに対する行動をためらってはいけません。
- 「恥ずかしい」、「仕返し怖い」などと考えがちですが、被害をより深刻にせず、また、他に被害者をつくらないためにも、勇気を出して行動すること。

### (2) セクシュアルハラスメントを受けた場合

僧侶、門徒及び職員等はセクシュアルハラスメントを受けた場合、次のような行動をとるよう努めることが望まれます。

- ① 嫌なことは相手に対して明確に意思表示をしましょう。
- セクシュアルハラスメントに対しては毅然とした態度をとり、はっきりと自分の意志を相手に伝えることが重要。しかし、背景に上下関係等が存在し、直接相手に言いにくい場合は、手紙等の手段をとる方法もある。
- ② 信頼できる人や身近な相談窓口にご相談しましょう。
- はじめに、同僚や知人・友人等の信頼できる人に相談することが大切。そこで解決することが困難な場合には、身近な相談窓口にご相談する方法を考えたこと。
- 相談するに当たっては、セクシュアルハラスメントを受けた日時、場所、内容等を記録したり、必要に応じて第三者の証言を依頼することが望まれる。

## 8 宗務職員のセクシュアルハラスメント防止に向けた取り組み

宗務職員に関するセクシュアルハラスメントに関しては、別に規程を定め、宗務所にセクシュアルハラスメント防止委員会と、相談窓口を設置します。

### (1) セクシュアルハラスメント防止委員会

委員会は、セクシュアルハラスメントを防止するための企画及び研修等を行うとともに、委員会内に相談窓口（調査員を兼ねた相談員を置く）を置き、セクシュアルハラスメントを受けた被害者や関係者からの苦情相談に、迅速かつ適切に対応します。

- ① 相談員は、相談者の意向に応じて委員会に相談内容を報告します。
- ② 委員会は、相談員からの報告を受けたときは（上記①）、必要に応じて相談員を指名して調査を行います。
- ③ 指名された相談員は、当事者双方及び関係者に対して公平に調査を行い、調査結果を委員会に報告します。
- ④ 委員会は、調査結果の報告を受けたときは（上記③）、専門家の助言に基づいて、セクシュアルハラスメントの事実があったかどうかの判定を行います。
- ⑤ 委員会によって、セクシュアルハラスメントの事実があったと判定された場合は、宗務役員懲戒規程により懲戒を受けることがあります。

### (2) 相談窓口

セクシュアルハラスメントの形態は極めて多様であり、各宗務機関での解決が難しい場合や、上司等に相談しにくい事例も考えられます。このため、宗務職員が気軽に相談できる相談窓口を設置します。

相談窓口は、主に電話によって相談を受けるものとし、宗務総長が命じた宗務職員、女性室スタッフ及び宗派が委託する外部機関が相談に対応します。

また、他の職員が被害を受けているのを見て不快に感じる職員や、セクシュアルハラスメントの相談を受けた宗務機関の長などにも対応します。

### (3) 被害者の保護及び再発防止への取り組み

委員会は、被害者の保護と加害者が再びセクシュアルハラスメントを行うことがないよう、再発防止への取り組みを行い、当事者双方が互いの尊厳を認め合う関係の回復に努めます。

### (4) 秘密の保持

委員会は、相談者をはじめ関係者のプライバシーを守り、知り得た事項についてその秘密を厳守します。

## 9 宗務職員以外の僧侶、門徒に関するセクシュアルハラスメント

宗派における宗務職員以外の僧侶、門徒に関するセクシュアルハラスメントは、各宗務機関の長から人権侵害であると提起があった場合、解放運動推進本部が対応します。

以上

# 第8回女性会議『真宗と人権』

## 近代真宗の女性教化論

### —『家庭』にみる「女性救済」—

講師 福島 栄寿 えいじゅ



去る、6月25日・26日に「真宗と人権」をテーマに、第8回女性会議が、宗務所第4・5会議室を会場に開催された。講師の福島栄寿氏（札幌大谷大学准教授）には、「近代真宗の女性教化論 —『家庭』にみる「女性救済」—」という講題で、精神主義運動の拠点である浩浩洞から発行された雑誌『家庭』をもとにして、当時の女性教化のありかたについてお話いただいた。

その後、班別座談において、お互いに講義の内容を深めるとともに、本年はあらたな試みとして、

- 1 女性の視点でお聖教を読む
  - 2 ジェンダーを考える ～かるた作りを通して～
  - 3 自由と服従 ～雑誌『家庭』を読む～
  - 4 “寺”を考える ～同朋会運動を通して～
- の4つのテーマを元に、分科会を行なった。

〈講義録〉

### 近代真宗の女性教化論

—『家庭』にみる「女性救済」— （※1）

#### 1 『家庭』にみる「精神主義」

##### —その男女同権論

精神主義運動の拠点となった浩浩洞を発行所とする雑誌に、「家庭」という婦人向けの雑誌があった。京都の真宗大学内にあった『家庭』の発行所が浩浩洞に移り、近藤純悟が初めて編輯人をつとめた同誌第十一号の巻頭には、「『家庭』の使命」と題された「主義」としての論説が掲載されている。そこには、東京で再出発する『家庭』誌への編輯サイドの思いが、熱く語られている。

苦しめる姉妹に楽しみを与へ、悩める妻に慰みを与へ、光明に、紊亂の家庭を平和に導き玉ふ大慈悲の御恵みを伝ふ、是家庭が有する使命である、家庭は此使命を以て勇猛精進せむと欲するのである。

この巻頭の論説に続く「婦人問題解決の枢機」との文章からは、婦人問題をめぐって、いかにも浩浩洞らしい、自己内省を勧め誘う救済のあり方が述べられている。

社会に問ふ処のものは先づ自己の靈性

に問はねばならぬ。他に責めんとする処のものは先づ自己の胸裡に責めねばならぬ。：／然しながら吾等は暗黒の中に於て自己を觀る事は出来ぬ。自己を觀るには自己の其物を先づ光明の中に見出さねばならぬ。

また、同誌第十二号「主義」欄「吾人の男女同権論」には、浩浩洞同人たちの男女同権論へのスタンスがうかがえて興味深い。

男女同権、勿論吾人は之を是認す、而も吾人は次の如き見地の上より之を是認するのである、万物同体、万物相関といふことは是である。：／若し吾人の見地よりすれば、女子は必しも男子に對抗し、男子と事を争ふを要せぬのである。即ち女子は女子として自ら其職務を有するのである。而して女子が男子に服従すること決して厭ふべきものに非ざるを知らざらう。：服従なくむば吾人は一日も存することは出来ぬ：万物同体を信ずるものは亦実に服従の美德を認むるものである。男女同権を認むる人は一方に於て正に服従の美德を認めねばならぬのである。／是に於て初めて温良恭謙にして而も氣力あるの婦人たることを得るのである。その温良恭謙なるは万物一体の見地より服従の美德を有する所以にして、自重あり氣力あるは自己の本務を自覚せる所以である。

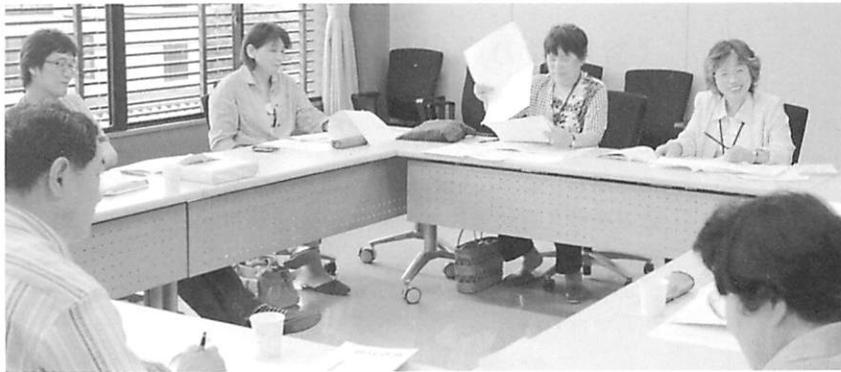
# 女性の視点でお聖教を読む

そのことの必要性に気づいた女性たちの中には、すでに読み始めている人達がいる。

それは「仏教が女性をどう語ってきたか」から、「女性が仏教をどう読み解いていくか」への転換である。ところが、そこにはいつも“定説”というものがある。しかし、仏教に「これが定説だ」ということ自体おかしいのではないか。間違えるということはあるだろうが、一人ひとりが生活を通して「如是我聞」したことを常に話し合い、問い直していく、それが仏法に学ぶということではないだろうか。

また、女性の言葉で語るということが大切であり、そのためには女性の講師が育っていく環境をつくるべきであると痛感する。

女性室には「女性の視点でお聖教を読む」ための場を開いていくための活動が望まれる。



## 〈参加者の意見〉

■ 恵信尼消息を女性の視点で聖教として読む、と発表されていたことに対して、刺激を受けました。私は男性ですが、これまで歴史のものとして読んできましたこと、たいへん反省しています。

■ 女性の視点でお聖教を読むということの大切さを改めて学ばせていただきました。生活に根ざした女性の講師が多く誕生することを願ってやみません。

■ 教団の性差別問題の根深さを知らされて、これまで教えをどう私の中で受け止め、どう語り、どう聞いてきたのかは、私の中の課題となってきており、今後は仲間と共にお聖教を読むすすめ、自分がどう受け止め、どう語っていけるか確認したいと思います。

ここには、「精神界」創刊号の「精神主義」、第二号「万物一体」、第三号の「自由と服従との双運」という、いずれも清沢満之の主要な論説を論拠として、男女同権論が述べられている。とくに、三つの論説をすべてうけた内容を持つ「自由と服従との双運」(「精神界」)には、いわば、「万物一体の真理に体達」したならば、自由と服従とが矛盾なく両立する心境を立ち得るといふ趣旨が述べられている。また、「精神主義」では、「精神主義」をモットーとする生き方においては、完全なる自由と絶対的服従とが相反するものではなく、「双運」するとしている。先に紹介した「吾人の男女同権論」には、この「精神主義」の実行主義的な内容が、男女同権をめぐる議論に応用されていることがわかる。

その「吾人の男女同権論」では、男女同権を一応は、認めないわけではないが、それは、「万物一体」という境地に立つての上での話であるというのである。だが、具体的な内容となると、論旨の重点が、男子に対する女子の服従の必要を説くことにある印象を免れ得ない。男女問わず、服従が美德であるしながらも、「是に於て初めて温良恭謙にして而も気力あるの婦人たることを得る」とある。つまり「吾人の男女同権論」の論旨とするところは、「女子が男子に服従すること決して厭ふべきものに非ざる」という点について、「精神主義」の境地から、説得的に読者に語りかけることなのである。だが、読者である女子にとって、「服従」の具体的な内容とは、いわゆる家長制を前提とする価値観に従いながら、女性としての人生を生きることを意味するに他ならないだろう。女性よりも男性の方が重宝される社会の現実を目の前にして、ある境地からの「服従」の可能性とその妥当性を説いたとしても、それは、ただ女性たちの現実を容認する論理にしかならないことは言うまでもない。しかし、それこそが、「家庭」が求めたあるべき「仏教婦人」としての女性像であったのではないか。

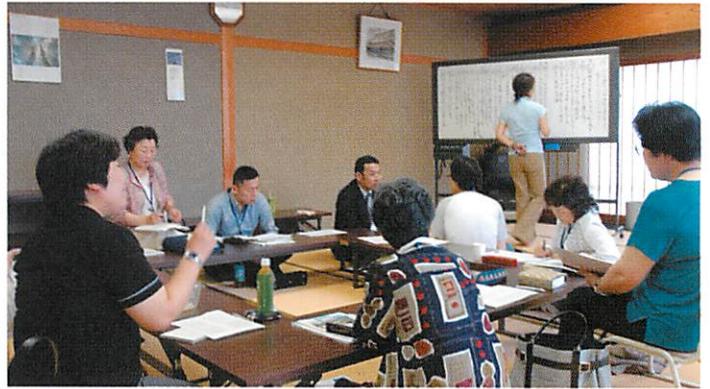
「精神界」第三巻の「自由と服従との双運」という論説には、言うまでもないが、女性向けの視点は一切ない。だが、「家庭」において、女性を意識して同様の趣旨の論説を述べようとすると、それは、いきなり女性性を帯びた言説、すなわちジェンダーを孕んだ言説(♀)へと、一変するのである。まさに、「精神主義」の言説に孕まれた性の裂け目が、ここには露呈している。そして、「精神界」において主張された「精神主義」という思想が、形而上の議論を離れ、男女同権論という、より社会性を帯びた具体的な課題に心じる時に作した論理がいかなるものであったかを確認しておきたい。「精神主義」が近代の真宗信仰の思想表現であるとすれば、「家庭」に論じられたジェンダーを帯びた「精神主義」の教説は、明治に西洋から輸入された男女同権論に啓蒙された女性たちの溜飲を下げ、現実を受容させていく仏教教説としてあったと言える。

# ジェンダーを考える ～かるた作りを通して～

私達の中の固定化された性別役割分担を日常生活の場面から見つめなおし、七五調のかるたにしてみようという、女性会議では初めてワークショップ（参加型学習）を行いました。

では、力作の一部を紹介しましょう。

- ◆ 跡継ぎを 育てる母が 差別生む
- ◆ 育児する 住職の法話に 説得力
- ◆ 絵に描いた 餅にさせないぞ 女性室
- ◆ お世継を 産むだけじゃない 私の役目
- ◆ 競う声明 お内陣 坊さんだけの同朋唱和
- ◆ キッチンでも 座次にこだわる 住職かな
- ◆ 世襲制 寺はいつたい 誰のもの
- ◆ 「長男と 恋愛するな」と 母は言い
- ◆ 寺のため まずは 男を 産んでくれ
- ◆ 仏事の依頼「坊守でもいい」のことばに ひっかかり
- ◆ 真(まこと)の道を 歩むのに 性別・僧俗関係なし
- ◆ 「良い人(婿、養子)を もらうんだよ」と 育てられ



## 〈参加者の意見〉

■ 様々な問題があることをかるた作りを通してあらためて感じ、本当にいるんなことを考えさせられた。是非、熟考を重ねて真宗大谷派の女性室版かるたを作り出してほしい。

■ 日頃、自分が感じたり気付いたことに対し、これでいいのかな？自分はおかしいのかな？被害者意識でしかないのかな？…と自己肯定できずにいた。自分が感じたこと、気づいたことを言える場があることに救われた気がした。

## 2 「家庭」にみる理想的仏教「家庭」「家族」像

次に、「家庭」に特徴的な「家庭」観を確認しておきたい。例えば、それは第三巻第一号の次のような巻頭言に知ることができる。

如来の御国は遠き彼方にあつて、吾等は容易に其風光に接することは出来ぬ。されど幸にも家庭に拠つて此世界と如来の国とが結ばれて居る。まことに家庭は如来の御国に到る通路である。

これによれば、「此世界と如来の国」とを結ぶのが「家庭」で、それは「如来の国に到る通路」である。また、第三巻第五号の巻頭「小楽土」には、「我等のおほ御親にて在す御仏の国に入る」ことが「人生の目的」であり、それ故「信心に住して、自らも御仏の国に入り、人も御仏の国に入らしむることに、一生涯力を尽すが、仏教を信ずる人の当り前の生活であり唯一の責務」だとされる。

では、理想的仏教「家庭」の構成員たる「家族」は、どのように論じられているのか。一方で「仏様の子」として老若男女たる「家族」を同一視しながらも、具体的には、実は異なった役割を期待されている。

家庭は確かに小社会であります。主人公が総理大臣兼外務大臣ならば細君は文

部兼内務大臣であります。…家庭に於ても主婦人は家政を改良し子女の教育を完全にし、小社会の個人をして大社会に貢献する所の人物としなければなりません。(清水谷鴨川「小社会の責任」第二巻第十二号)。

「家庭」は「小社会」で「女子」が任務を果す場所、「男子」は「大社会」に活動すべきだと、それぞれの活動領域が性別で分けられている。まさに「家庭」の「女性化」現象が、理想的「仏教家庭」の語りには確認できる。そして、仏教的家庭の「女子」がなすべき重要な役割として忘れてならないのが、「家庭」を「小楽土」にするという任務である(池田旭東「夕ばえ」第三巻第二号)。とにかく「女子」への役割期待の言説ばかりが目につく。仏教的(真宗的)家庭の実現のためには、そうではない一般の家庭に比べれば、「女子」が荷うべき責任は、より重たいということになる。

## 3 「女性」救済の語り

次に、「家庭」における「女性」救済の語りの特徴を幾つか見ておきたい。編集責任者近藤純悟の「同情の本源」(第二巻第四号)は、冒頭で「女子は最も弱く最も精神上の罪惡に富めるものなりと申さば諸姉は…首肯せられ候や、否や」と問いかけつつ、叙述が始まる。結論から言えば、近藤は、このような「女子」の自覚は、確かに「女子」に苦惱を生じさせるが、しかし、この苦惱こ



### 〈参加者の意見〉

■「如来のおはからい」「信心が大事」という言葉で切り捨てられてきた女性の苦悩に光を当てることなく過ごしてきた教団の姿が浮き彫りになったように感じます。一人も残すことなく救済されていく道の難しさも感じた事でした。

■男性への服従が美德であると長い年月にわたってすり込まれてきた意識はやはり私の中にも根付いていると感じずにはいられません。姑に反発を感じながらも私の中に確実にある服従の意識に気付かされた以上、次世代への責任を感じています。

第3分科会は講義に続き、講師福島さんを交えて、それぞれの思いを出して語り合った。

雑誌『家庭』の中で表されている「服従の美德」が社会的・歴史的に教えの中味として無理なくすり込まれていること、そして今もなおその事を問い直すことなくきていることに驚きを覚える。

また、宗祖の御遠忌に向けた取り組みとして「お内仏を中心とする真宗門徒の生活」を回復する、「家庭の再復興」ということが言われてきているが、このことが『家庭』誌が発行されていた当時のような状況へという方向性にならないか危惧を感じる。

多くの人が雑誌『家庭』を目にすることによって、色々な意見が出し合え、自分の言葉で表現できるよう働きかけていきたい等々、積極的な意見が出された。

それが私の同情を寄せ、結果として救済されるという。

その内容は、「女子」の苦悩は「家庭」の主婦をめぐって主題化されている。「希望」と「理想」に満ちた「少女」がいざ「家庭」に入ると、「家風の典型」によって「平凡なる世話女房」になってしまい、「浅ましくうら悲しく殆ど身も世もあらぬ境遇に陥」と、その苦悩が代弁される。苦悩に満ちた「少女」は、「始めて人の死の道に急ぐ所以を知」ることになる。「女子」が「家庭」主婦となることに伴う苦悩を、このように絶望的に描写した上で、近藤は、「仏は実に悩める者に向つて大同情を寄せられ候」と「仏」による「女子」の救済を説くのである。つまり、「家庭」における苦悩で「自己の弱きを知り、また自己の内心の邪念、悪心の為に悩める人」には、「仏」が「安慰」を与えるというのである。「悩める者」とは、「家庭」の主婦たる「女子」である。「自己の弱きを知」るとは、「自己の内心」の内省のことであり、まさに「精神主義」に特徴的な自己内省の過程が、重要な救済の契機として前提されるのである。

以上のような「家庭」主婦の苦悩とその救済の語りは、男性である近藤が、一方的に「家庭」の主婦の苦悩を、その主婦に向けて、自己の弱さの自覚を促しながら、救済を説く言説である。しかし、憐れむべき弱さを持つことが、仏の救済をより引きやすいという救済の論理は、行き着くところ非常に暴力性を帯びることにもなる。例え

ば、「唾女をしらすめ」（筆名：小花生 第二巻第十一号）には、「犯しがたい前世からの宿縁である」とハンディキャップを持って生まれた女性についての母親の「悟り」を前提にしつつ、その女性の置かれた現実を説明しながら、「世の中では、常人と肩を並ぶことのできぬ下等の者でありながら、仏の国では既に最も尊い最も大なる者と定められて居る」と書かれている。まさに、このような宿命論的宿命理解と論理こそが、宗門が実社会において犯し続けてきた不条理な差別の再生産と、差別の温存の助長とを許してきたことを、指摘しておかねばなるまい。そして、この発言者のみならず、編輯者たちもまったく無自覚なまま、「家庭」誌を通じて、重大な差別と暴力を行使してしまっている表現がここにはある。論者の憐れみと慈善の思いと教化者意識は、却って残酷な言葉を生み出していく。まさに、教化者たちが無自覚に陥っていた傲慢と無明そのものが、ここにはある。

しかし、さらなる問題は、女性への偏った意識の存在そのものと並んで、教化者がある、こうした説論の言説に孕まれている、独特な語りの構造の問題である。すなわち、女性教化に限らず、人生の苦悩のすべてを仏法に出値うための必然として解釈して見せ、しかも他人へ向けて教化者然たろうとする語りの態度に孕まれた構造である。このような教説の構造は、実は、人間の苦悩に纏わる事実や出来事を、教化者の勝手な

〈参加者の意見〉

■原発の反対運動で、経済のために人間関係が引き裂かれた。

“いのち”の視点から、人をつなぐ場に寺がなれないかと考えている。

■自然の流れで坊守と呼ばれ、生活してきた私にとってはあらためて「坊守像」と問われた時、いかに曖昧な姿勢でいることに反省しています。今まで、はっきりしなかった事柄についても次の代につないでいく者にも納得のいく形でつなげていけたらと願います。

この分科会では、主に同朋会のあり方と坊守について話し合われました。同朋会については、お寺によっていろいろですが、法話の会だけではなく、いろいろな人とさまざまな場面で、お寺をきっかけにしたつながりを持つことが大事なことでないかということをお考えされました。

また坊守に関してもさまざまな発言がありました。坊守とは何かということ、真宗の寺とは何かという問題であって、これは寺の者だけで考えるのではなく、門徒と一緒に考えていかなければならない問題であることが確かめられたと思います。



達観した物言いの中に、霧散解消させていくという機能を果すのである。その事実や出来事自体が孕む問題は不問に付され、その事実や出来事のために苦悩する人間の、仏法・宗教的真理への距離の接近だけが肯定的尺度として解釈されていくというものである。

おわりに

一九六一（昭和三十六）年三月、真宗同朋会運動が始まる前年、「東本願寺 婦人シリーズ」が刊行された。その第一刊は、「女性」がテーマであった<sup>※3</sup>。最後に、その一部を紹介しておく。

女性にはさまざまな特徴があるけれども、悩みが多いということ、女性の特徴が捉えられるのではなからうか。女人は仏になることが出来ないというのも、

実はこのことをあらわしているのである。男女同権ということは当然である。しかしそれだけで話はずまぬ。仏になることが出来ないというのは、何も仏が女性を拒んでいるのではない。女性自身が仏を拒むようなものを持っている。それが悩みが多いということである。／：次に問題になるのは弱さである。仏教で女人といわれるのは、なにも性を問題にしていけるのではない。精神的傾向、女性的なものということである。仏になることが出来ない、といわれるのは何を示すかという、弱さである。ヒューマニズムか

らいうと、弱いが故に美しい、いとoshiiといえよう。しかし弱きが故に自分を守り、自分に閉じこもる。自分を守るけれども、自分が自分で責任を持つことができない。／：／執着による苦しみ、弱さ故に道が求められない。この女性の致命的な傾向を、全くひるがえして、女性も男性と同じく平等に、真実に生きさせよう、それが仏の誓いである。

女性は、悩み多く、弱い存在という女性像を前提とした説教となつていく。女性を本質主義的に論じるこうした説教の特徴は、基本的に明治時代の「家庭」誌が語る女性救済の言説に確認した論理の特徴と本質的に変わらないものという印象を禁じえない。このような冊子が、同朋会運動開始前夜に、宗門の女性に向けた教化冊子シリーズとして刊行されていったのである。

落合恵美子（家族社会学）によれば、死亡率の低下と経済的安定で、家族の安定した人生、すなわち標準的ライフコースが成立したのは戦後の高度経済成長を経た頃であるとされる。それは「標準家族」<sup>※4</sup>の成立でもあった。明治時代に「家庭」誌上で論じられていた「男は仕事、女は家庭」という性別分業が、実態的に成立したのは、実は戦後であった。真宗同朋会運動は、そのような時代に発足したのである。そう考えると、このような冊子が、宗門の女性に向けた教化冊子シリーズとして刊行されていったことの理由も見えてこよう。

# 講義・座談会などで感じたこと

## 〈アンケートより〉

「家庭」のはらむ大きな問題は、男女共に時代社会の動きの中で意図的に作られた関係性であると思われる。女性だけの問題ではなく、明治維新以後の天皇制と戦後体制の中で宗教の名の元に作られた男女のあり方という視点をはずすことなく、男女の問題を考えていきたいと思えます。

資料をいただいた時、この資料を読み理解するのは大変だと思っていたが、講義・座談会を通し、みんなで読み深めていくことで内容を理解し、さらに自分たちの立場で自分たちの言葉で考えていくことの大切さを感じた。また、独り善がりの自己分析ではなく、相互批判や歴史的・社会的背景を知ることの大切さも痛感した。

真宗の寺・住職・坊守という視点から、むしろ時代社会を批判的に見ていかなければならないと同時に教団内の制度・組織をも批判的に見ていかなければならないと思った。女性室の中からも今日まで検討を続けてきた問題意識をなんとかして持ち続けて、行政・法制にも生かしてもらいたい。

今が作られた時代の歴史、さらに私を構成している私の歴史の一端を知ることができたと思います。座談会を通じて、さらに、歴史をどのように展開させ、どのように変革させていくのかという課題をいただきました。

大谷派における女性の置かれてきた立場・位置等いろいろ学び、そして、座談会での次々に出る深いところまで考えられた意見には自分には関係ないと普段安易に思っている甘さ・無責任さを痛感しました。

女性のみで（男性の参加者もいますが）語り合うのではなく、男性ももっとたくさん交えて語り合いたいです。このようなテーマを各教区なり組で考える場を作っていけたらいいと思いました。

時折、教区坊守会などで話題にしたことはあるが、ここまで突っ込んで考えたことはない。

「家庭」誌の存在すら最近まで知らなかった。ことば、言い回しを変えて今でも同じようなことが語られていないか、自分が語っているのではないかと感じた。

春日キスヨ氏の「感情の記憶」の最後に述べられている「気持ちよく忘れることができるというのは、権力者にのみ許された特権である」という一文を読み、笑った。しかし、よくよく考えてみると、自分はどこに立っているのか。いつもいつも従う立場でいるわけではない。権力者になったり、従う立場になったりとコロコロ変わる。



落合は、家族は時代によって変わると指摘する。安定した「標準家族」を成り立たせてきた条件は、すでに変化し、もはや真宗同朋会運動発足時には標準であった家族像は標準ではなくなった。人々は、多様なライフコースを歩み始めている。人々が、自分で人生を選択し、またそのように生きることが必要な時代となってきたのである。果たして、宗教は、このような時代を生きる人々とのように向き合えるのか。私たちの教団もまた、時代から課題を投げかけられているのだ。

お内仏を中心とした家庭生活の再興……。果して、その担い手となるのは誰か。時代は、明治ではない。そのことだけは確かだ。

※1 女性大会での発表レジュメは、「教化研究」(三二五号、二〇〇六年)に掲載した拙稿「『精神主義』の女性教化論」が元になっている。なお、この要約は、当日のレジュメを、紙幅の都合でさらに大幅に割愛し、論旨が伝わりづらい点があることをこの場を借りてお詫言したい。詳しくは、上掲の拙稿を合わせて参照されたい。

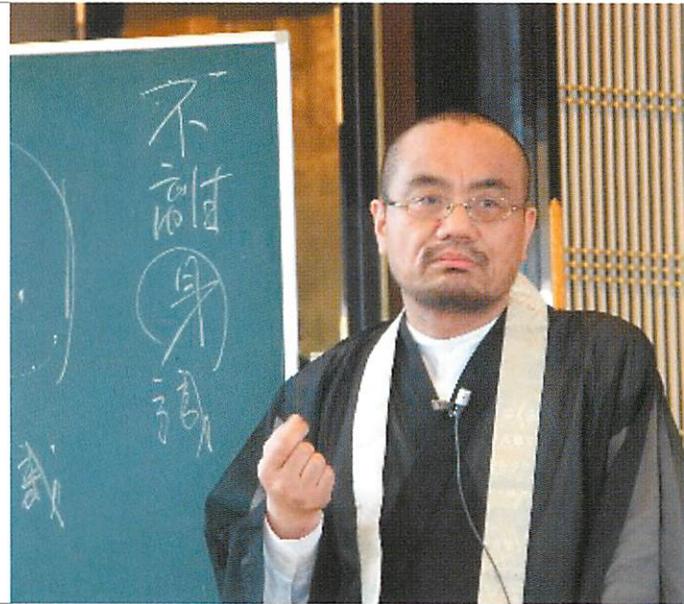
※2 「ジェンダー」概念については、ジョン・W・スコットの「肉体的差異に意味を付与する知」(『ジェンダーと歴史学』平凡社、一九九二年)に拠っている。

※3 「東本願寺婦人シリーズⅠ女性」(中野良俊著、真宗大谷派、一九六一年)。婦人シリーズは、その他に「母」「家庭」「人のいのち」「虚栄心」をテーマとして刊行。

※4 行政用語。落合恵美子の所論については「時代によって変わる家族」(『週刊朝日百科』一八、日本の歴史、男と女、大人と子ども、家族のゆくえ、二〇〇四年九月)を参照した。夫が一家の収入を支え、妻が主婦、子どもは一人というような現在当たり前にされているような家族を指す。戦後日本では、こうした家族に誰もが属することを前提にしてさまざまな社会制度がつけられた。

◆参考文献  
拙著「思想史としての『精神主義』法蔵館、二〇〇三年

2007年6月9日(土) 高田別院を会場に、  
女性室公開講座高田会場を開催しました。  
梶原敬一氏(教学研究所嘱託研究員・国立姫路病院小児科医師)を  
講師に迎え講義を受け、  
その後、講師と4名のパネリストによる  
パネルディスカッションが行われました。



## 〔女性室公開講座高田会場〕

# 「男と女とのつながりの中から」 — 恵信尼と親鸞の生き方に学ぶ —

男だから 女だから  
男のくせに 女のくせに  
男らしさ 女らしさ  
こんなことばを不思議に思ったことはありませんか?  
男と女のあり方が見えにくくなっている今日、  
もう一度、男と女とのつながりを見つめなおし、  
どう関わりを開いていくのか、  
恵信尼・親鸞のお二人の生き方を通して考えてみませんか。

(開催趣旨より)



## ◆ 高田教区第3組 五味川千秋

2004年6月30日高田教区では「女性の宗門参画に関する協議会」として第1回目の委員会を開催以後何回もの委員会を行い、この問題に取り組んでまいりました。

立場も意見も現状認識も異なるスタッフが望ましいという願いから、教区内「男性住職」「女性住職」「男女の門徒」「教区会議員」「坊守」「同和協議会」「青少年部門」「推進協」「教化委員幹事長」等、それぞれ異なる立場の20名の方々からご意見を求めてまいりました。私は門徒（教区門徒会長）ですが、委員会を重ねるにつれ一番に感じた事は意外にも坊守さんのおかれている立場、素直に申して教区の動きや内容を余りにも知らなさすぎる、すなわち、話し合う場や意見をのべる場が少ないのではと感じました。もう少し発言し意見を率直に出すよう求め、またチャンスを与えるべきではと考え、感じた事であります。委員会を重ねる事10回、2006年4月18日委員会の名称を「えん(縁・円・炎)の会」と致し6月14日教区に「えんの会」中間報告を行い高田教区の方々に理解を求めたものであります。女性の宗門参加による「組織改革」「組会・組門徒会への積極的な参加」「意識改革」「坊守制度問題」「委員会の方向性」などを、教区報「ひびき」により教区内にお知らせしたのです。そして

2007年6月9日(土)宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌お待ち受け期間に高田別院本堂にて高田教区として初めての女性室公開講座。いかがしたら、おいで下さった皆様に喜んで頂き、実のある公開講座になるか議論致しました。当日は梶原敬一先生をお招きして90分の講義をいただきました。引き続きまして、これも初めての試み、女性室の見義悦子スタッフをコーディネーターとして、パネリストに「男性住職」「女性住職」「坊守」「男性門徒」各1名をむかえパネルディスカッションを90分間行いました。高田教区の女性室公開講座は、約100名の参加を頂き盛大に行われました。反省点として、パネリストの方達の話した事がテーマと違った方向にいったのではないかと。梶原先生の講演内容を良く理解してなかったのでは。そして90分の時間が少なかったのでは。もっと話したかった、意見をのべたかった等でした。3年間委員会で検討し、話し合われたものであり、もちろん反省点もありますが、大成功だったのではと感じております。今年度もスタッフで委員会を重ね、男女共同参画の意味を志しとして、はなやかな花をもとめず、重い実を求めて高田教区「えん(縁・円・炎)の会」、前進あるのみです。御協力よろしくお願ひ致します。合掌

## ◆ 高田教区第7組 敬覺寺住職 舟見玲子

このたび、「男女共同参画」を考えるとという女性室公開講座に、女性住職の立場で、シンポジウムのパネリストとして出席するご縁を戴きました。私には荷の重い初めての経験で、緊張の中にその任を果たすことに精一杯でした。開催に当たり、「えんの会」スタッフ全員で何度も会議し当日に備えましたが、お集まり下さった皆様のお役に立てたのかどうか…

私は、前住である父の病が契機となり、たまたま近くに嫁いでいたこともあり、後を引き継ぎ、今日に至っております。そして、寺で育った頃とは違った視点で寺そのものの在り様を見つめなおしている昨今です。

拝命当初、教区には女性住職は一人もおられず、こころ細い思いも致しました。見える壁、見えない壁に立ち往生してしまう事も度々ありました。そして今後もきっとあることでしょう…。

日々、ややもすると万事男性中心のモノの捉え方・捉えられ方に、「何故?」と何か腑に落ちないところもあり、そのような中でのこのたびの公開講座は声を出していける大切な場・時間であったと思いますし、今日までの慣習と意識を検証する機縁になったと思います。また、文字通り、様々な座に当たり前に女性が在ることの大切さを認識させていただきました。

「弥陀の本願」はすべての人を無差別平等に救われます。講師の梶原敬一先生は「浄土というのは、ある意味、どこまでも関係として生きて開かれていかなければいけない」とお話しされました。男女の視点は多々異なるけれど、それぞれを認め合い、こころを配り、理解し、響き合う1対1の関係を共に歩む者になりたいと念じております。

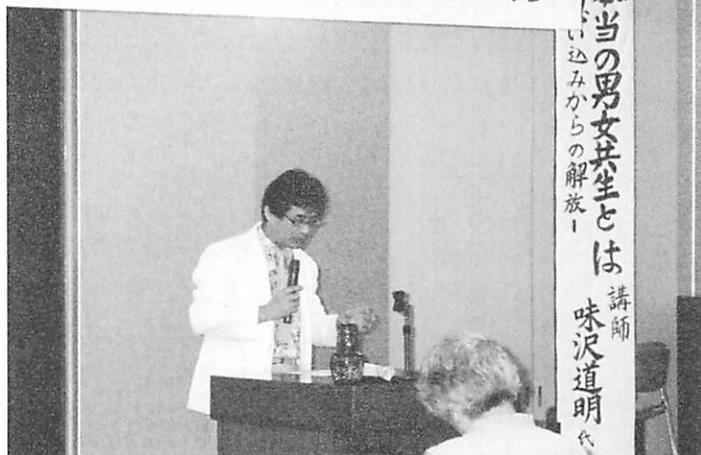
現在、高田教区「えん(縁・円・炎)の会」では月に一度学習会を持ち、啓発活動に取り組んでいますが、何よりも継続して学ぶことの重要性を何にも増して感じています。

今暫くすると冬將軍の到来ですが、どんなに寒くても無意識・無関心の衣だけは羽織らないようにしたいものです。



去る5月26日(土) 福井別院を会場に  
女性室公開講座福井会場を開催しました。  
講座は味沢道明氏(日本家族再生センター所長)を講師に迎え、  
講義とそれを受けたワークショップ(体験学習)を通して、  
あたり前と思い込んでいた「男らしさ・女らしさ」  
ということについて考えさせられる講座となりました。

## 公開講座 福井会場



### [女性室公開講座福井会場]

# 本当の男女共生とは — 思い込みからの解放 —

お互いに、わかってくれない!と思ってませんか。  
本当は、自分が共に生きるということが  
なんにもわかっていないのに。  
わかったつもりで・・・。  
お互いに、そんな自分が見えてきたとき、  
共に、人として生きることが  
大事なことになるように思います。  
新たな私・新たな出遇いを見いだしましょう。

(開催趣旨より)



## ◆ 福井教区社会教化小委員会 相模邦子

男であれ女であれ、大人であれ子供であれ、一人の人間として相手の命を尊重し共に人として生きることが大切である（教務所長の挨拶より）

2006年に福井教区社会教化小委員会（差別問題を考える学習）で、女性差別を課題に取り組んだ。講師に女性室の藤場芳子スタッフを招いて「区別と差別はどう違う？」「良妻賢母は誰のため？」「DV、セクシュアルハラスメントは他人事？」というテーマで3回連続の公開講座を開催した。そして、参加者の声をより多く聞く工夫が必要であるとか、男性の出席者が少ないという反省点を踏まえ、この3回で終わらせるのではなく、何らかの形で継続できたらいいということで、本山の女性室公開講座の開催が検討され、実施に至った。

“思い込みからの解放”のテーマで、日本家族再生センターの味沢道明氏にご指導いただいた。氏は、男（女）のくせにとか、男（女）らしくという思い込みから解放され、男（女）として生き生きと有意義な生活を送ることが新しい時代に求

められている。DVという問題がおきているが、決して異常な個人が異常な行為をしているのではなく、むしろ真面目な人、弱音を吐けない人が暴力を振るってしまうのである。男は男らしくあらねばならないというジェンダーに縛られ、自分らしく生活することができないのである。社会全体の一人ひとりが、自分も当事者として、加害者と同じ立場に立って気持ちを聞き、その思いを共感することが大切であると述べられた。

ワークショップで興味深かったのは、女性が“いい男”に抱くイメージが30年前に比べて変化しているのに対し、男性のそれは何も変わっていないで、ただ綺麗でやさしい女性をいまだに求めているという結果であった。男性はもっと学習しなくては!!

この公開講座を引き継いで、小規模ながら次年度の計画も決定している。回を重ねるごとに参加への意欲が掻き立てられるよう、漫然としたものにならない企画が求められるのではないだろうか。

## ◆ 福井教区第7組 南専寺 龍川雅之

2007年5月26日、女性室公開講座が『本当の男女共生とは… 思い込みからの解放』というテーマの下、味沢道明氏を講師に開催されました。

講師の「お金はない・地位はない・名誉もない・スッポンボン・でもラッキーなんです」身体にしみこむ言葉でした。

男とは、強く逞しく、仕事もでき、お金を稼ぎ、弱音を吐かず、家族を養うべきという思い込みから、仕事を無くしお金を無くし弱音を吐けない男には、生き辛い時代となり、年間3万人の自殺者が続く現状。その7割が男性とのこと。

男性でもなく女性でもなく、本来の個性を見失い「男性

とは…べきだ」「女性のくせに…」という思い込みをあたり前としてきた。

先日の夜、共に講座に参加した妻に「私の布団も敷いておいて」と頼まれた。

しかし、講座に参加した私ではあったが、布団を敷いておいてはやれなかった。

「夫に布団を敷かせるとは」の思いに対して「何が男女共生のスタッフやの」と責められたが、裸になれない自分であった。

『人間本来無一物』なのに…

## ◆ 福井教区社会教化小委員会 吉川キミエ

この度、行われた女性室公開講座について、高齢である私にとっては、しっくりゆかない感じがした。そこで私なりの考えを少々述べてみたい。

男女共生とは、決して女性が社会に出て、男性と肩を並べて生きる事を言っているのではないように思われる。男性と女性とは、体の造りが違うのだから、それぞれの特性を活かし、お互いが補い合い、助け合って生きることが大切ではないだろうか。

女性にとって家庭の仕事は無報酬ではあるが、これほど喜びが多く大切なものはないと思う。

愛情豊かな家庭をつくる事の大切さを聞かされ続けてきた私にとって、社会へ出て働く事ばかり考え、家庭を疎かにしている女性が多い事を嘆かわしく感じる。極端ではあるが、

今の世の中、妻であり母親である事を忘れ、女として生きようと考えている人が多いとまで言いたくなる。

女性室公開講座福井会場の趣旨に述べられているように、「男女共同参画は性別にかかわらずだれもがその人らしく伸びやかに生きられる社会をめざすということ」と述べられている。この事が一番大切だと思う。

相手がすべきだと考えるのではなく、お互いに話し合い、協力して仕事を進める事が大切だと思う。そうしてお互いに人格を尊敬し、認め合って、おかげ様と感謝を忘れないでほしい。

夫婦仲よく明るい家庭からは、豊かなよい子が育ち、住みよい社会になるだろう。

今こそ男女がお互いに責任を伴う自由の元に「共に生きる社会」になる事を願っている。

# あいあう

女性室広報誌『あいあう』第20号

発行 2008年1月31日

発行人 熊谷宗恵

発行所 真宗大谷派宗務所

解放運動推進本部女性室

〒600-8505

京都市下京区烏丸通七条上ル常葉町

Tel 075-371-9247

Fax 075-371-9224

## 『あいあう』 the origin とは…

この広報誌の名前である『あいあう』は、親鸞聖人によって書かれた『教行信証』（顕浄土真実教行証文類）「行巻」の「今みなまた会して、これ共にあい値えるなり」【真宗聖典 159 頁】という言葉から名づけられました。

「遭遇うこと難し」とか「遇いがたくして今遇うことを得たり」という言葉もありますが、いずれにしても出遇いのよろこびが表わされているのでしょう。

日々の生活にあって、わたしたちが“生きる”ということを考えたとき、それは、いろいろな人と声をかけあってこそ“生きる”ということがなりたっているといっても過言ではありません。しかし、時にその声が届かなかったり、行き違ったり、そのためにいろいろな出会いをしていながら、まわりの人を見失っているのではないのでしょうか。

いま、その出会いそのものに出遇いなおすことによって、自然に向きあうことのできるつながりを回復していきたい。『あいあう』という言葉にはそんな願いがこめられています。

あい、あう、女性室では活動を通してさまざまな出会いを積み重ねていきたいと思います。

our activities

## 女性室の活動

### 【スタッフ派遣】

- ・ 7月13日 第1回セクシュアルハラスメント相談担当者セミナーへの参加
- ・ 7月30日 女性と仏教 東海ネットワークへの参加
- ・ 8月31日 21世紀職業財団「セクハラ防止セミナー」への参加
- ・ 9月8日 セミナー「カウンセラーの仕事」への参加
- ・ 9月19日 女性室公開講座日豊会場 事前スタッフ会への参加
- ・ 9月19日 「第16回ヒューマンライツセミナー」への参加
- ・ 9月19日 「企業のためのセクハラ・パワハラ防止セミナー」への参加
- ・ 10月17日 2007年度人権週間ギャラリー展のアドバイザーとの打合せへの参加
- ・ 11月2日 女性室公開講座日豊会場 事前スタッフ会への参加
- ・ 11月12日 女性と仏教 東海ネットワークへの参加
- ・ 12月6日 女性室公開講座山形会場 実行委員会への参加

### 【男女両性で形づくる教団をめざす協議会】

- ・ 10月31日 会場：宗務所3階 第4・5会議室  
参加者：26名（14教区、男女各1名）

## 編集後記

the editor's notes

中学生の頃、教室で一人の女子生徒と意見の食い違いから口論になり、その中で彼女が突然泣きだしたことがある。すると周りにいたクラスメイト全員から私はたちまち悪者にされてしまった。男子生徒からは「女の子を泣かすなよ、謝れよ」と言われ、また女子生徒からも「そうよ、〇〇ちゃんがかわいそう」と言われた。それに対して“どうして双方の言い分も聞かずに、女

子を泣かせた方が一方的に悪くなるんだろう？”と思ったのだが……。男女の関係性について考える際、私は時々この体験を思い出してしまふ。ただ、思うに男女の問題は、どうやら女性の中であって男性の中であって、同じ感覚をもって問題性が指摘されるというわけではないようだ。私も含めて、それぞれの人がそれぞれのモノサシで判断しているように感じられる。そんな中でこの問題に対する明確な点とはいったいどこにあるのか、これからも探していきたいと思います。（吉田佑樹）